

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正後	現行
Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－１ 法令等遵守 Ⅱ－２－１－７ <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務</u> <u>(金融サービスの提供及び利用環境の整備等</u> <u>に関する法律第２条)</u> <u>暗号資産交換業者が、その業務を通じて、社会に付加価値を</u> <u>もたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくため</u> <u>には、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ</u> <u>公正にその業務を行うことが求められる。そこで、暗号資産交</u> <u>換業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない</u> <u>「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するため</u> <u>に自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供</u> <u>も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを</u> <u>主な着眼点として検証する。</u>	Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－１ 法令等遵守 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>